

障害者雇用に関するコンサルティングサービス開始のお知らせ

障害者雇用促進法の改正が2010年7月にせまり、企業のCSRが高まる中、更には弊社の社会的責任の一環として、障害者雇用に関するコンサルティングサービスを開始いたしました。

障害者雇用促進法は今回の施行から今後さらに改正、施行される事も決定しており経過措置での施行とも言えます。

弊社では各企業、団体様の障害者に関する悩みを根本から解決するスキームを提供させていただきます。

詳細につきましては別途お問合せ下さい。

ご参考 http://www.sap-c.co.jp/documents/HCEP20100525_000.pdf

お問合せ先

(株)ソリューション アンド パートナーズ

TEL052-385-2884 FAX052-385-2920

info@sap-c.co.jp